

## 「一般名処方」「長期収載品の処方」に関するお知らせ

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。そのため、当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方（※１）」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和６年１０月１日から、医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様が「長期収載品（※２）」をご希望、選択した場合には、後発医薬品との差額の４分の１を患者様が負担する仕組み（選定療養）が導入されます。

一般名処方、長期収載品について、ご不明な点等ございましたら当院職員までご相談ください。

※１「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

※２「長期収載品」とは、すでに特許が切れている、または再審査期間が終了している先発医薬品で、同じ効能・効果を持つ後発医薬品（ジェネリック医薬品）が発売されている医薬品のことです。後発医薬品発売後５年以上経過または後発医薬品への置き換え率が５０％以上となった長期収載品が選定療養の対象となり、ほぼ全ての長期収載品が該当となります。